

定 款

一般社団法人 全日本囲碁連合

一般社団法人 全日本囲碁連合定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 全日本囲碁連合と称し、英文表記は Japan Go Federation (略称 JGOF) と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、国際的に日本の囲碁界を代表する団体として、囲碁競技の進化と国際的發展を推進し、囲碁を通じて国際的友好親善に貢献するとともに、日本を代表する選手等の育成強化を図り、もって世界の囲碁の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行なう。

- (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会への登録、及び事業協力
- (2) 代表選手及び役員の選定及び派遣
- (3) 選手の選考基準の策定
- (4) 参加国による競技ルールの取決め、調整及び国際会議出席者の推選
- (5) 選手の育成、指導、強化
- (6) アンチドーピングへの教育と啓発
- (7) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告によって行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(社員)

第6条 当法人は、公益財団法人日本棋院 (以下「日本棋院」という。)、一般財団法人関西棋院 (以下「関西棋院」という。)、及び公益財団法人日本ペア碁協会 (以下「日本ペア碁協会」という。) を社員とする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める分担金を納入しなければならない。

3 既納の分担金は、理由の如何によらず返還しないものとする。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損する行為、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、当法人は、一般社団

法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第 10 条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき。
- （2）解散したとき。
- （3）1 年以上分担金を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。
- （5）総社員の同意があったとき。

（社員名簿）

第 11 条 当法人は、社員の名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

（構成）

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- （1）社員の除名
- （2）理事及び監事の選任又は解任
- （3）貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- （4）定款の変更
- （5）解散及び残余財産の処分
- （6）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会を招集するには、社員総会の日の 1 週間前までに、各社員に対して、その通知を発することを要する。ただし、社員全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して総会を開くことができる。

3 総社員の議決権 10 分の 1 以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 16 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決権）

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の 3 分の 2 以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 第1項の議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名(うち会長1名、副会長2名を含む)
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員からの推薦を受け、社員総会の決議によって選任する。

- (1) 日本棋院の推薦を受けた者 2名
 - (2) 関西棋院の推薦を受けた者 2名
 - (3) 日本ペア碁協会の推薦を受けた者 2名
- 2 代表理事は、理事会の決議によって選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 副会長は、理事会の決議によって選定する。
- 4 監事は、社員からの推薦を受け、社員総会の決議によって選任する。
- (1) 日本棋院の推薦を受けた者 1名
 - (2) 関西棋院の推薦を受けた者 1名
 - (3) 日本ペア碁協会の推薦を受けた者 1名
- 5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは予め会長が指名した順番に従って会長を代行する。
- 4 会長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をし、当法人の活動に関し意見を述べることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、次の各号に定めるときは、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分2以上

に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他本会の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬は0円とする。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任限度額は法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副会長の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、年2回開催する。なお、必要に応じて臨時に開催することもできる。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

2 理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を發することを要する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席によって成立する。

2 理事会の決議は、この定款に別段定めがある場合を除き、前項の出席理事の過半数以上をもって

行う。

- 3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 代表理事及び監事が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

- 3 第 1 項の議事録は、理事会の日（理事会の決議があったものとみなされた日を含む。）から 10 年間、主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 37 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 38 条 当法人の事務を処理するため事務局を日本ペア碁協会内に置く。

- 2 事務局は、社員である日本棋院、関西棋院、日本ペア碁協会から派遣した職員で構成する。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の職員は無給とする。

第 7 章 各種委員会

(各種委員会)

第 39 条 当法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会（常設委員会、専門委員会等）を置くことができる。

- 2 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第 8 章 基金

(基金の拠出等)

第 40 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を定時社員総会において定めるものとする。

第 9 章 計算

(事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から（翌年）3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 10 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 44 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 10 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 当法人は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分 2 以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 附則

(最初の事業年度)

第 48 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 49 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 小林覚、大淵盛人、正岡徹、榊原史子、滝裕子、外谷敬之

設立時 代表理事 滝裕子

設立時監事 伊藤康成、池田真吾、南木武輝

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 50 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都千代田区五番町 7 番地 2

設立時社員 公益財団法人日本棋院

住 所 大阪府中央区北浜一丁目 1 番 14 号

設立時社員 一般財団法人関西棋院

住 所 東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 3 号

設立時社員 公益財団法人日本ペア碁協会

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第 51 条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 3 号とする。
(法令の準拠)

第 52 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

[改 正]

2021年5月12日一部改訂